平成２５年（フ）第５７１５号
東京都大田区南久が原２丁目25―２―302
破産者　俵山　光浩
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９７７号
東京都世田谷区下馬６丁目14―８―301
破産者　早津榮美子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１２６号
東京都世田谷区粕谷４丁目20―11　ＡＫマンションⅦ208
破産者　吉田　美樹
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１２９号
東京都台東区三筋１丁目14番11号
破産者　株式会社アイティーク
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１３０号
千葉県松戸市東松戸２丁目27―24―102
破産者　川合　　京
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１７１号
神奈川県横須賀市久里浜５丁目16―６
破産者　山下　康裕
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２５４号
東京都文京区本駒込２丁目28―１―Ａ403
破産者　渡邊　範子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４０６号
東京都大田区池上６丁目37―２―306
破産者　南　　明良
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４０９号
神奈川県川崎市中原区木月住吉町４―12―202
破産者　杉山　麗子
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４５８号
東京都江戸川区中葛西５丁目４―４
破産者　上村　正浩
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４７１号
東京都板橋区中板橋１―10
破産者　畠中　竜馬
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７７号
埼玉県狭山市大字水野499番地の17
破産者　ＦＳコミュニケーションズ株式会社
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５９６号
東京都杉並区和田３丁目50―６―102
破産者　鈴山　　隆
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７９４号
東京都北区中里１丁目９番７号
破産者　株式会社オモト
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７９５号
東京都文京区本駒込５丁目33―１―204
破産者　山本　晃弘
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０７７号
東京都江戸川区船堀３丁目１番１号
破産者　株式会社オムシード
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０７８号
東京都八王子市川口町3908―７　ヴィル・オランジュＤ202号、開始決定時の住所東京都江戸川区中葛西１丁目42―１　新見ハイツⅡ201
破産者　大森　裕二
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１６号
埼玉県三郷市鷹野２―429、商業登記簿上の本店所在地埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目223番地５
破産者　株式会社ＮＢＣ
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１７号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目209―101
破産者　西村　　弘
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１４３号
東京都中央区日本橋浜町２丁目23番５号
破産者　株式会社ホクオー
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１４４号
埼玉県草加市両新田西町112―８　山茂ハイツＢ号
破産者　尾池　宏文
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２９５号
東京都台東区三筋１丁目12番６号
破産者　株式会社東京ソフトウェアビジネス
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部